

埼玉県公安委員会規程第3号

埼玉県公安委員会における情報の公表に関する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会における情報の公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第4条に規定する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表)

第2条 条例第4条第4号の実施機関が定める事項は、埼玉県公安委員会運営規則（昭和29年埼玉県公安委員会規則第1号）第13条の会議の概要その他埼玉県公安委員会が指定するものとする。

(公表の手続)

第3条 埼玉県公安委員会は、前条に規定する情報を作成したときは、速やかに埼玉県警察本部総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に当該情報を送付するものとする。

2 前項の規定により送付を受けた総務課長は、次に掲げる方法により速やかに当該情報の公表の手続をとるものとする。

(1) 埼玉県公安委員会のホームページへの掲載

(2) 埼玉県警察本部総務部文書課に設置したけいさつ情報公開センターにおける閲覧

(写しの交付)

第4条 この規程に基づき公表する情報について写しの交付を求められたときの手続及び費用徴収については、埼玉県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。